日本における外来生物対策の概要と法制度

羽山伸一(日本獣医生命科学大学野生動物教育研究機構)

外来生物の中には、一次産業へ深刻な被害を与えるばかりでなく、人間や家畜へ狂 犬病などの重篤な感染症を媒介するものがいる。さらに、こうした人間社会への被害 にとどまらず、生態系に深刻な影響を与え、最悪の場合は在来の野生生物を絶滅させ ることがあり、新たな地球環境問題として対策が急務となっている。

このような外来生物による生態系等への影響は、輸送手段(航空機や船舶など)の 大型化や経済のグローバル化などによって、地球規模に拡大し、また深刻化しつつあ る。1992年に締結された生物多様性条約では、外来生物への対策が締約国に求められ ている。

わが国では、外来生物の対策を進めるために、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「外来生物法」という)が2005年に施行された。外来生物法では、生態系に深刻な被害を及ぼしているか、あるいは及ぼすおそれのあるものを「特定外来生物」として指定し、輸入、飼育、販売、放逐等を厳しく制限することとなった。本講演では、わが国における外来生物対策や法制度について、以下に示す課題を中心に概説したい。

1. 対策の対象生物

外来生物法にもとづく基本方針では、明治期以降に国外より導入されたことが明らかな野生生物の中から特定外来生物を指定することとなった。つまり外来生物法のもとでは、国内移動によるもの及び江戸期以前に持ち込まれた外来生物や家畜種は法規制の対象外とされた。

外来動物が野生化した原因の多くは、飼育されていた個体の遺棄又は逸走である。 したがって、外来動物問題の解決には、飼育に関わる人間の行為を制御することがも っとも重要である。その点では、外来生物法で特定外来生物の流通や飼育を原則禁止 としたことは、あらたな外来動物の発生を抑止する効果が高いと期待される。一方で、 規制が厳しいために指定種が限定され、またイエネコのように世界各地で深刻な生態 系影響を与えている外来動物の対策は動物愛護行政に委ねられている。

今後の制度設計では、外来生物対策が必ずしも規制的手法のみで解決するわけではないため、対象種の特性や人間との関わりに応じて柔軟に対策を選択できる仕組みが必要だ。

2. 計画的防除とその手法

資料6

生態系からの排除が必要と判断された場合、外来生物法の基本指針では防除実施計画を策定して対策をすすめるよう求めている。この計画は、国のみならず、自治体や民間団体が実施主体となって策定することが可能な画期的制度といえる。一方で、広域に定着が拡大している特定外来生物の場合、局所的な防除では効果的な対策につながらないケースもある。また、十分な調査が行なわれない場合には、捕獲数や実施範囲が予算規模で制限され、さらには必要な予算獲得にもつながらない悪循環に陥る場合もある。いずれの場合も、国や広域自治体が一定のイニシアティブを持つ必要があるが、具体的な成功事例が少ないこともあって、手法的な確立には程遠い。

計画的防除を効果的に進めるには、海外事例を含めた知識や技術の普及が重要で、 今後は外来生物対策の技術者育成が重要となる。

3. 生態系からの排除および処分方法

定着した外来動物が生態系等へ影響を与えていることが明らか、あるいはそのおそれが高い場合には、対象となる外来動物を生態系から排除する必要がある。ただし、この対策は健全な生態系をとりもどすための取り組みであり、外来動物を排除することをのものが目的であってはならない。また、外来動物問題は、外来動物自身が悪者ではなく、人間が動物を適切に扱っていれば起こらなかったことを認識すべきである。

外来生物法の基本指針では、生態系等に影響のある外来生物を生態系から排除する場合において、捕獲された個体を殺処分する必要がある場合は、可能な限り動物に苦痛を与えない方法を選択するように求めている。しかし、わが国には野生動物を対象とする処分方法の基準がない。そこで、(社)日本獣医師会は、こうした考え方に基づく動物の殺処分を「安楽殺処分(humane killing)」と定義し、2007年に外来生物対策の考え方と処分指針を提言している。

今後は、動物愛護管理法の見直し等も勘案し、特定外来生物に限らず、動物の処分 について抜本的な検討が必要だろう。

関連文献

- 羽山伸一 2001. 野生動物問題. 地人書館, 東京. 250pp.
- 羽山伸一 2003. 外来種対策のための動物福祉政策について,環境と公害 33: 29-35.
- 羽山伸一 2005. 外来種対策元年. 森林文化協会編, 森林環境 2005. 築地書館, 東京. 164-170.
- 羽山伸一 2008. 外来動物問題とその対策、日本農学会編「外来生物のリスク管理と 有効利用」、養賢堂、東京. 125-146.
- 羽山伸一 2008. 外来生物問題とその対策への提言-野生動物委員会における検討 結果報告-、日本獣医師会雑誌 61:402-404.